



# 税務署定期人事異動 (平成27年7月10日付)

税務署の人事異動が発令されました。松本署では署長、副署長(個担)ほか、各部門で動きがありました。法人会と関係が深い法人1部門においては、小泉統括官と法人会担当の高山上席調査官は留任され、引き続きお世話になることとなりました。



なかむら かずお  
中村 一雄

## 署長のご紹介

出身地 長野県  
略歴 平成14年 局 徴収部 特別整理第二部門 総括主査  
16年 諏訪署 総務課長  
18年 館林署 副署長  
20年 関東信越国税不服審判所 長野支所 副審判官  
22年 局 総務部 税務相談室 主任相談官  
23年 局 徴収部 特別整理第四部門 統括徴収官  
24年 大町署 署長  
25年 局 徴収部 機動課 課長  
26年 局 徴収部 特別整理総括課 課長  
27年 現職(7月から)

## 着任のご挨拶

松本税務署長 中村 一雄

この度の人事異動により、松本税務署長を拝命いたしました中村でございます。

一般社団法人松本法人会の皆様には、日頃から税務行政に対しまして深いご理解と多大なるご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

出身は北安曇郡池田町で、松本税務署は19年ぶり2回目の勤務となります。最近では、平成24年7月から1年間大町税務署長を拝命して以来、2年ぶりの長野県勤務となります。

長野県を中心である風光明媚な松本平・安曇平の地にあります当税務署に勤務できることを大変嬉しく思っております。

貴法人会におかれましては、様々な研修会や租税教育イベントの開催を通じて、税知識の普及や納税意識の高揚を図っていただくとともに、献血活動や節電を啓発する「いちごプロジェクト」などの社会貢献活動にも積極的に取り組まれ、地域に密接した多彩で活発な活動をされていると伺っております。

更に、新たな取組として昨年4月から企業の内部統制面や会計経理面の質的向上に資することを目的とし

て、「企業の税務コンプライアンス向上のための取組」を始められ、「自主点検チェックシート」等を配布されておられます。

このような活動は、神澤会長をはじめとする役員の皆様方の献身的なご尽力と、会員の皆様方のご理解とご協力の賜物であり、改めて敬意を表する次第であります。今後とも、活発な会活動を実施していただけることをご期待申し上げます。

ところで、最近の税務を取り巻く環境は、少子高齢化社会の進行と社会・経済のグローバル化・ICT化の更なる進展とともに、納税者ニーズもますます多様化しており、国民の税に対する関心が高まってきております。

このような状況の中、私ども税務の執行に携わる者としては、適正・公平な課税と徴収の実現並びに納税者の利便性の向上に努め、与えられた使命を着実に果たし、国民の皆様からの税務行政への理解と信頼を得ていくことが重要であると考えております。

そのために、税務署といたしましても、e-Taxのより一層の利用促進や書面添付制度の拡充、内部事務の一元化など様々な施策に取り組んでおります。

また、本年10月から個人及び法人番号の通知が開始され、平成28年1月から順次、利用が始まります「社会保障・税番号制度」(マイナンバー制度)につきましても、研修会などで広報・周知を図っているところでございます。

しかしながら、こうした税務行政を取り巻く様々な課題に対応していくためには、地域社会のリーダーである法人会の皆様のお力が必要であり、税務行政のよき理解者として、引き続きお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

結びに、一般社団法人松本法人会のますますのご発展と会員の皆様のご健勝、企業のご繁栄を心より祈念申し上げます。着任の挨拶とさせていただきます。



## 離任のご挨拶

前署長 北沢 孝文

この度、松本税務署長を最後に、税務の職場を退職いたしました。40数年間過ごした税務の職場は、思い出深いものでございますが、中でも松本は2回の勤務で特に思い出深い地となりました。

松本税務署在任中は、神澤会長をはじめ法人会の役員並びに会員の皆様、事務局の皆様にご協力、

ご厚情を賜り、衷心よりお礼申し上げます。

一般社団法人松本法人会におかれましては、毎月役員会を開催され活発な組織運営に取り組み、また、皆様の会活動に対する積極的な姿勢に接し、税務行政に携わるものとして、誠に心強い限りでございました。在任中の思い出としては、「役員大会」などの行事において、法人会の皆様の温かいお人柄に接し、また、「税を考える週間」行事の一環で行われた「クイズ税金百科」に税金博士として参加させていただいたこと、「青年部創立40周年記念式典」へ出席させていただき、これからの法人会を担う活発な青年部の皆様に接し心強く感じたことなど、さまざまなことが次々と頭の中に浮かんでまいります。

これもひとえに皆様のご理解とご協力があったおかげ

であり、改めて感謝申し上げます。本当にありがとうございました。

さて、松本法人会是一般社団法人として新たな第一歩を踏み出されてから3年目を迎えましたが、会員企業におかれましては、まだまだ厳しい経済情勢の中、企業経営も何かとご苦労が多いことと思います。

松本法人会が神澤会長を中心として様々な課題を克服され、更なる飛躍を遂げられますことを祈念申し上げますとともに、税務行政のよき理解者として、引き続き、一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、一般社団法人松本法人会の益々のご発展と会員の皆様のご健勝、企業のご繁栄を祈念いたしまして、お別れの挨拶とさせていただきます。

着任者略歴 (敬称略)



ただひら のりゆき 忠平 典幸 副署長 (個担)

出身地 新潟県  
平成15年 局 課税第一部 資料調査第二課 実査官  
平成16年 川越署 資産課税部門 連絡調整官

平成17年 局 課税第二部 資料調査第二課 主査  
平成20年 局 課税第一部 資料調査第二課 総括主査  
平成24年 局 総務部 納税者支援調整官  
平成25年 局 総務部 企画課 課長補佐  
平成27年 現職 (7月から)



なかきた あつし 仲北 篤 総務課長

出身地 埼玉県  
平成16年 局 課税第一部 資産課税課 監理第四係長  
平成17年 局 課税第一部 資産課税課 監理第三係長

平成19年 庁 課税部 資産課税課 監理第三係長  
平成21年 庁 課税部 資産課税課 監理第一係長  
平成22年 熊谷署 資産課税部門 統括国税調査官  
平成23年 局 課税第一部 資産課税課 審理専門官  
平成24年 局 課税第一部 資産課税課 実務指導専門官  
平成25年 局 課税第一部 資産課税課 課長補佐  
平成27年 現職 (7月から)

転入 (敬称略)

署長  
副署長 (個担)  
総務課長  
特別国税調査官 (法人担当)  
法人二統括官  
法人四統括官  
法人五統括官  
連絡調整官

中村 一雄  
忠平 典幸  
仲北 篤  
松本 和市  
倉科 光一  
宮島 正行  
堀内 正樹  
平林 健司

局 徴収部 特別整理総括課 課長  
局 総務部 企画課 課長補佐  
局 課税第一部 資産課税課 課長補佐  
長野署 特別国税調査官 (源泉担当)  
長野署 国際税務専門官 (法人担当)  
所沢署 法人三統括官  
長野署 法人六統括官  
上田署 法人課税 総括上席

転出 (敬称略)

退職  
東京局 品川署 副署長  
川越署 総務課長  
退職  
退職  
退職  
上田署 個人三統括官  
諏訪署 法人三統括官

北沢 孝文  
松岡 克俊  
大倉 勝栄  
北原 藤重  
中村 義高  
西澤 利基  
東山 博男  
下島 幸治

署長  
副署長 (個担)  
総務課長  
特別国税調査官 (法人担当)  
法人二統括官  
法人四統括官  
法人五統括官  
法人課税 連絡調整官

さあ！ネットで申告・納税 イータックス (http://www.e-tax.nta.go.jp)



皆さん  
こんにちは♪

(有) 翔 武

松本市横田

代表取締役 上原 道家 氏

## 「自分が使いたくなるものを」

1987年、塩尻でバイクの  
販売修理業として独立。

1991年に松本市横田に移り、

現在は薪ストーブ製作工房「エイトノット」を重点に活躍の上原社長。12年前、自宅用の薪ストーブを造り、趣味が高じて火を強く焚いても料理ができるオープン付き薪ストーブを開発した。自分が納得するものを、と改良を重ねているうちにノウハウを積み上げ、本格的に薪ストーブ製作工房を始めた。独自の燃焼方法と安全性を考慮した、8角形のストーブとお客様と造り手の思いを強い絆で結びつける八の字縛りをかけて工房を「エイトノット」とした。

薪ストーブと言ったら、輸入物の大量生産品が多いが、すべてを自分で造り販売し施工しメンテナンスする。造り手が見えるものづくりをしたい。そこに夢とやりがいを感じている。お客様が「ピザ会やりました」等、SNSで発信している記事を読むたびに喜びを感じる。「自分が使いたくなるものを造りたい!」その気持ちが、細部にわたり手を抜かず自信のあるものだけをつくる動機になっているとのこと。

趣味は、火をおこしてアウトドアクッキング。料理を家族に振舞うことが好き。好きなことと器用なモノづくりがマッチングして今の道につながったのだと思いました。

(山口吉孝編集委員)



## 頑張ってます!!

『お客様に満足いただくように』

(有)あだち

(ギフトショップあだち)

安曇野市穂高

茅野 恵未 さん

(有)あだちさんは贈答品、様々な生活必需品の販売を手掛けている会社です。創業は1975年で今年40周年を迎えました。「ギフトショップあだち」の店名で安曇野地区はもとより松本地区、大町地区にもお店を展開しております。

その企業で茅野さんは主に販売のスーパーバイザーとしてお客様と商品の橋渡し役として日夜頑張っているらしい。「お客様と徹底的に相談し、数ある商品の中から様々なお客様が満足していただける商品の提供、そして受け取った人の満足まで考えながら商品のアドバイスをさせていただいております。」と、謙虚ではありますが、自信をもって語って下さいました。一生懸命頑張ることは趣味の音楽鑑賞と通じる所があるとも語ってくれた茅野さん。仕事にも趣味にも全力投球の毎日だそうです。(沖健史編集委員)

キッセイ薬品は、世界の人々の健康のため、

さまざまな分野の新薬の研究・開発に、取り組んでまいります。

 **キッセイ薬品工業株式会社**

本 社: 〒399-8710 長野県松本市芳野19番48号  
U R L: <http://www.kissei.co.jp/>

中央研究所

社会に貢献できる独創的な新薬を求めて。



# 失敗から職場の 課題が見えてくる

産業カウンセラー 柏木 勇一

ミスを重ね受け止め、抑うつ状態になった真面目な20代

食品メーカーで品質管理担当、20代後半、独身のAさんは生産現場から異動して3年目。仕事熱心で周囲からの信頼も厚く、将来が期待される存在でした。5人チームの作業で、月初めのある日、最終工程でチェックミスをしてやり直しという事態を招きました。出荷が遅れ、チームは周囲から非難の声を浴びました。実はAさんは、おかしいなと作業の流れの変更に気づき、仲間に伝えようとしたのですが、集中している仲間の姿を見て何も言えませんでした。

その晩、アパートに帰宅したAさんは「あの時言っておけば」と後悔し、自分ひとりのミスと受けとめました。食事もノドを通らず眠れないまま朝を迎えました。そんな毎日が続いて出社することができなくなり、診療内科を受診。「抑うつ状態」という診断で薬を処方され、2週間休みました。主治医は、休むほどではない、という診断でしたが、みんなに申し訳ない、会いたくない、とAさん自身が短期間の休みを選択したのです。

失敗には“良い失敗”と“悪い失敗”がある

Aさんが陥った「失敗 自責 挫折感」という悪循環は、完璧主義的なAさんの性格も影響していますが、このケースを考えるヒントは、Aさんが気づいた「作業の流れの変更」にあります。チェック工程の順序がこの月から一部変更されていたことがチームには伝わっていませんでした。部長は班長にメールで伝えていたのですが、班長はすっかり忘れていました。小さな変更なので言わなくてもいいだろう、という判断もありました。

もしAさんが、所定のプロセス、規定を無視したり不

注意で失敗した場合は、責められてもやむを得ません。これは“悪い失敗”。言い換えれば予防できる失敗です。“良い失敗”とは何でしょう。社員が失敗したことによって、会社の体制の不備が明らかになった場合などです。Aさんのケースはこちらに当てはまります。

そして“価値ある失敗”もあります

Aさんの経緯を振り返ってみてください。作業工程の中では大きなことではなくても、現場に的確に伝わっていなかったことから起きた失敗です。避けられない失敗でした。そこからいくつかの教訓が生まれます。

部長から班長へのメールだけでの連絡には元々危険があった。ルールが変わった場合は、直接作業員全員を集めて口頭で伝えることを徹底すべき。幹部が小さな変更と思っても、現場にとっては小さくない。などが指摘できます。Aさんが罪悪感を持つのは現実的ではなく、失敗から学ぶべきことを会社側に示した、という点を忘れてはいけません。その失敗に応じて適切な対応をとることが、組織には求められています。

良い、悪いとふたつに分類しましたが、もうひとつ“価値ある失敗”もあります。Aさんが働く食品メーカーにも言えますが、新商品開発で試供品をいくつか作って顧客に判断してもらうという場合があります。その際、人気がなかった商品は失敗作です。市場には出ないでしょう。しかし、これを繰り返してヒット商品が生まれるのです。長い目で見るとこの失敗には価値があります。職場にとっては業績向上につながる“財産”という見方もできます。失敗した、とパニックにならないで冷静に判断する余裕がほしいですね。

## [筆者紹介]



柏木勇一（かしわぎ・ゆういち）1941年生まれ。大学卒業後、新聞社勤務を経て、現在EAP企業でカウンセラーとして活動。厚生労働省認定産業カウンセラー、日本産業カウンセラー協会認定キャリア・コンサルタント、家族相談士、交流分析士。

地域社会の繁栄のために。

PROSPERITY FOR LOCAL COMMUNITIES WORLDWIDE



鍋林株式会社  
www.nabelin.co.jp

環境 ISO14001  
品質 ISO 9001  
認証取得

## 法律レポート

# 企業をめぐるトラブル事例と法的対応策 (その11、職場外の社員の問題行動に対する規制)

三浦法律事務所 弁護士 三浦 守 孝



最終章として、社員の問題行動に関して職場で職務中ではなく職場外（私生活上）の社員の問題行動について2回に亘り法的対応策を考えてみます。企業がどこまで社員の私生活上の行為を企業秩序により規律することができるかの法的な問題であります。

### 第1 休日に職場の同僚に物品等（健康食品etc）を販売する社員への対応

休日に同僚に対し物品等を販売するという行為は、たしかに職場の同僚にとっては、迷惑な行為ではあるかもしれませんが、これはあくまで社員の勤務時間、職場を離れた私生活上（プライベート）の行為ですので、原則として企業が介入できません。但し、（1）物品販売が犯罪行為（脅迫罪、強要罪）や違法行為（マルチ商法に該当して特定商取引に関する法律が適用される場合や許認可がなければ当該物品等を販売できない場合etc）に該当したり、（2）就業規則上の兼業禁止規定に抵触したり、（但し、会社が営業を黙認していたような場合には兼業禁止規定違反を問えなくなる可能性もあります。）（3）パワーハラスメントに該当したり（上司と部下の関係で押し売りをするetc）すれば何らかの、企業による規制や懲戒処分が可能となります。就業規則を適用して例外的に会社が介入できるかどうか（物品等を販売する行為が企業秩序に直接の関連性を有するものや会社の評価の低下や毀損につながる恐れがあると客観的に認められるような場合については規制対象となりえます。）を慎重に見極めた上で、対応することが求められます。すなわち、企業としては、販売行為の詳細な内容を確認した上で、企業秩序に抵触すれば問題社員に注意して、社員がこれに従わなければ懲戒処分を検討することになります。

### 第2 犯罪行為を行った社員への対応（痴漢や覚せい剤取締法で逮捕etc）

社員が私生活で犯罪行為を行った場合、判例によれば、諸事情を総合的に考慮して、当該行為による会社の社会的評価に及ぼす悪影響が相当重大であると客観的に評価される場合（判断基準としては 犯罪行為の重大性 会社の事業の内容・規模 社員の会社内における地位 報道等により、犯罪行

為の内容、実名、社名等が公表されているかがポイントになるとされています。）であれば、「不正、不義の行為により、会社の体面を汚されたとき」など抽象的表現の規定により就業規則に定められている懲戒事由に該当すれば問題社員に対して懲戒処分を行うことができるとされています。尚、その際には必ずしも企業にとって具体的な業務阻害の結果が生ずることや取引上の不利益の発生したこと等が必要な要件とはされていません。但し、問題社員に対する懲戒解雇処分に際して退職金の全額不支給とする処分を行うには、より高度の背信性が要求される点に特に注意が必要です。判例も事件の性質、報道や対応の状況、社内での地位、勤務態度などを考慮して一部不支給に関してはケースバイケースで認めています。

### 第3 飲酒運転を行った社員への対応（新聞報道による実名報道もされたケースetc）

現代社会において飲酒運転に対する世間や社会の目も相当厳しくなっていますが、比較的近時の裁判例でも、飲酒運転を理由とする懲戒解雇（免職）処分を違法とするものも、比較的多く、見受けられそれぞれの事案を慎重・冷静に確認・分析し、企業として法的対応に当たることが必要です。

判例においては 行為者の属性（職種、役職、それまでの勤務状況） 行為の状況、内容（飲酒の量等の違反の程度、被害損害の有無、動機、事後の対応等） 社会的影響の有無・程度 懲戒規定の周知徹底の有無・程度 他の懲戒事由との均衡等が解雇を有効とするか否かの判断要素とされています。

最終的には会社の評価に対する低下や毀損につながるおそれがあると客観的に認められるといえるかが決め手となりますが、就業規則に「飲酒運転をした場合、懲戒解雇処分とする」旨の規定があったとしても直ちに解雇は有効とならないことに企業として注意して下さい。但し、企業の社会的責任を果たすという目的から、厳正な規定を設けて従業員に対する継続的な周知態度や指導教育が必要であります。

### 第4 勤務時間外に兼業（代行・宅急便etc）している社員への対応

一般的には兼業を禁止する旨の就業規則規定は有

効とされています。但し、会社が従業員の勤務時間を短縮したり、給与水準を引き下げたり等十分な賃金を得られなくなった社員が生活を維持するために兼業した場合は、規定の有効性自体が問題になりえます。一口に副業といっても、様々なものが考えられ当該副業が当該社員の勤務時間中の労務の提供に悪影響を及ぼし、会社の秩序を害しているような場合（このことは、兼業によって社員に労務提供義務違反が認められたり秘密保持義務や兼業禁止義務違

反が認められたりして会社秩序が害されたといえるような場合）就業規則と懲戒処分との定めがある場合には、解雇も含めて厳正に対処することも考えられますが、そうでない場合には厳正な対応は難しいものと考えられます。

三浦法律事務所 当会顧問弁護士 三浦 守 孝  
〒390-0874 松本市大手1-3-29 丸今ビル3F  
TEL (0263) 39-2030(代) FAX (0263) 39-2031

## ふるさとの宝

次代へのおくりもの

208

## ～地元住民の絆を強く～

### 信州安曇野わさび祭り納涼祭

小さな盆踊り大会から始まったこのイベントは回を重ねるたびに大きくなり、地区公民館をはじめとした連が、今では約30を超える大きな一大イベントとなっております。各連の皆様はその踊る姿に趣向を凝らし、法被やTシャツを揃えることはもちろん、連が繰り出す山車も皆さんかなりこだわった手作りの数々で、見る人の目を楽しませてくれます。（燈籠や人形飾りといった地元ならではの自慢の山車です）

連の皆様は地元ゆかりの穂高音頭そして穂高サン

パにのせて約2時間、軽快に踊りを続けます。夏の暑いさなかにも拘らず、例年約2000人に参加していただいております。毎年の事で関わる役員の方々は大変そうですが、「楽しそうに踊っている姿を見れば達成感を味わえる」と話してくれた関係者の声が印象的でした。とかく昨今近所でのおつきあいの密度も薄れる中、地元の皆さんが一堂に会して祭りを楽しむ姿は非常に貴重で、また大切な機会だとあらためて感じました。真夏の穂高地区を盛り上げ、地元の絆を強くする貴重なイベントにこれからも期待していきたいものです。（沖健史編集委員）

## 2015シーズン 第三弾！

## 松本山雅FC主催試合観戦チケットを抽選でプレゼント!!

当会親睦事業開催時にお預かりした「チャリティー募金」を原資の一部として、2015シーズンも松本山雅FCへのサポート(パートナーカンパニー 10)を実施しております。

その返礼としていただきました主催試合観戦チケットをご希望される方に抽選でプレゼントいたします。下記方法にてご応募下さいませようお願い申し上げます。

### 【応募方法】

お名前 企業名 ご連絡先(郵送先)【住所・電話番号】 ご希望される試合 お一人様1試合とさせていただきます。下の『対戦スケジュール』をご確認いただき、「試合日」と「対戦チーム」をご記入下さい。（ご希望の試合に外れても、他の試合に当選される場合もございます。）

上記4項目をご記入いただき、法人会事務局にFAX(36-0839)で、8月10日(月)までにご返信いただきますようお願い申し上げます。（当選者の発表はチケ

ットの発送をもって代えさせていただきます。）11日発送予定。

### 【注意点】

- ・チケットは会場：アルウィン/ホーム自由席です。
- ・各試合チケットは2枚ございます。1名の方にペアでプレゼント。
- ・8月16日[vs名古屋グランパス]～ホーム最終戦10月24日[vsサガン鳥栖]までのチケットです。

### 『対戦スケジュール』

節	試合日	対戦チーム	キックオフ時間
7	8月16日(日)	名古屋グランパス	18:00
11	9月20日(日)	ガンバ大阪	14:00
9	9月23日(水・祝)	モンテディオ山形	14:00
13	10月3日(土)	清水エスパルス	15:00
15	10月24日(土)	サガン鳥栖	14:00

### 【お問い合わせ】

法人会事務局（電話：0263-35-8080）

# 税務ポイント

〔会社の税務 よろず相談室<sup>®</sup>〕法人税その37

## 所得拡大促進税制について

**Q**：所得拡大促進税制について教えてください。

**A**：この制度は、個人所得の拡大を図る観点から、青色申告法人が平成25年 4月 1日から平成30年 3月31日までの間に開始する各事業年度に国内雇用者（注1）に対して給与等を支給する場合において、次の「適用要件」の全てを満たすときは、雇用者給与等支給増加額の10%相当額の税額控除が認められる制度です。

### 適用要件

この制度は、次の適用要件の全てを満たす場合に適用されます。

なお、この制度は、雇用促進税制との選択適用とされています。

- ( 1 ) 雇用者給与等支給増加額（注2）÷ 基準雇用者給与等支給額（注4） 増加促進割合（注5）
- ( 2 ) 雇用者給与等支給額（注3） 比較雇用者給与等支給額（注7）
- ( 3 ) 平均給与等支給額（注8） > 比較平均給与等支給額（注9）

### 税額控除限度額

税額控除限度額（注12）= 雇用者給与等支給増加額（注2）× 10%

- (注1) 「国内雇用者」とは、法人の使用人（役員の特典関係者及び使用人兼務役員を除きます。）のうちその法人の国内の事業所に勤務する雇用者としてその事業所の賃金台帳に記載された者です。
- (注2) 雇用者給与等支給増加額 = 雇用者給与等支給額（注3） - 基準雇用者給与等支給額（注4）
- (注3) 「雇用者給与等支給額」とは、適用年度の損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額です。
- (注4) 「基準雇用者給与等支給額」とは、平成25年 4月 1日以後に開始する各事業年度のうち最も古い事業年度の直前の事業年度（基準事業年度）の損金の額に算入され

た国内雇用者に対する給与等の支給額です。

(注5) 「増加促進割合」とは、法人及び適用年度の区分に応じて次のとおりです。

中小企業者等（注6）

平成27年 4月 1日前に開始する適用年度：2%

平成27年 4月 1日～平成30年 3月31日に開始する適用年度：3%

以外の法人

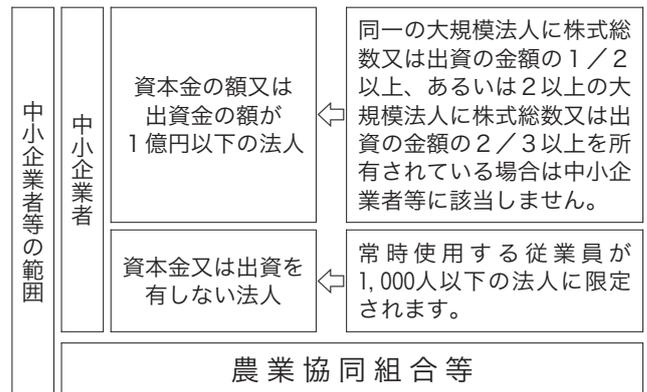
平成27年 4月 1日前に開始する適用年度：2%

平成27年 4月 1日～平成28年 3月31日に開始する適用年度：3%

平成28年 4月 1日～平成29年 3月31日に開始する適用年度：4%

平成29年 4月 1日～平成30年 3月31日に開始する適用年度：5%

(注6) 「中小企業者等」の範囲



(注7) 「比較雇用者給与等支給額」とは、適用年度の前事業年度の損金の額に算入された国内雇用者に対する給与等の支給額です。

(注8) 平均給与等支給額 = 適用年度の継続雇用者給与等支給額（注10）÷ 適用年度の給与等月別支給対象者数の合計数（注11）

(注9) 比較平均給与等支給額 = 適用年度の前事業年度の継続雇用者給与等支給額（注10）÷ 適用年度の前事業年度の給与等月別支給対象者数の合計数（注11）

(注10) 「継続雇用者給与等支給額」とは、その事業年度の雇用者給与等支給額のうち継続雇用者（その事業年度及びその事業年度の前事業年度において給与等の支給を受けた国内雇用者）に係る金額です（雇用

保険法に規定する一般被保険者に該当する者に支給したものに限り、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に規定する継続雇用制度の対象者に支給したものを除きます。)。なお、継続雇用者給与等支給額が0である場合は1円とします。

(注11)「給与等月別支給対象者数の合計数」とは、その事業年度に含まれる各月ごとの給与等の支給の対象となる継続雇用者(継続雇用者給与等支給額に係るものに限りません。)の数を合計した数です。なお、継

続雇用者給与等支給額が0である場合は1とします。

(注12) 税額控除限度額が適用年度の法人税額の10%(中小企業者等(注6)は20%)相当額を超えるときは、当該相当額を限度とします。なお、この制度による税額控除には繰越税額控除はありません。

(税制委員会：赤羽総一郎、青木稔、藤澤利幸  
グループ稿)

(監修：関東信越税理士会 松本支部)

## 青年部コーナー

### 開催報告

『親睦ビールパーティー』を開催しました

7月23日(木)、松本バスターミナル屋上「松本麦酒園」を会場に恒例の親睦ビールパーティーを開催いたしました。(担当：青年部第七委員会 吉村和道委員長)

青年部員・本会役員さんとその関係者の方々、合わせて106名にご参加いただき、暑さ厳しい日が続く中、冷たいビールを片手に親睦を深めていただきました。パーティーではお笑いタレント「メロディーきみえ」さん、「アンドーひであき」さんによる爆笑パフォーマンス、恒例の抽選会も行われ大いに盛り上がりました。大勢のご参加、誠にありがとうございました。

## 青年部・女性部 部員募集中!!

詳しくは事務局までお問い合わせ下さい



## 女性部コーナー

### 公開例会ご案内

『特殊詐欺、人ごとじゃない!』を開催します  
(女性向け特殊詐欺被害防止対策)

今回は部員増強を図る目的で“公開例会”として女性部でない方にも広くご案内して実施いたしますので、皆様のお知り合いをお誘い合わせの上、お気軽にご参加くださるようご案内申し上げます。

日時 8月21日(金)午後1時～2時30分

内容 『特殊詐欺、人ごとじゃない!』

(女性向け特殊詐欺被害防止対策)

講師 齊藤 美紀 氏(長野県警本部 特殊詐欺抑止対策室)

会場 ザ・ブライツガーデン 2階(松本市高宮東1-28)

会費 どなたも無料

本年も松本児童園に物品寄贈をしたいと存じます。石鹸、洗濯洗剤、枕と枕カバー、タオルやタオルケットのご提供をお願い申し上げます。(9月末までに事務局へお願いします)

エネルギーと環境の  
ハーモニーを目指します。

 **サンリン株式会社**

東筑摩郡山形村下本郷4082-3 TEL.0263-97-3030(代)  
http://www.sanrinkk.co.jp/

### 営業種目

- 石油製品一般
- プロパンガス・卸・直売
- 冷暖房・給排水設備設計施工

出光興産株式会社特約販売店



**信光石油株式会社**

本社 松本市深志2丁目2番9号  
電話(代表) 35-2525

# 暑中お見舞い申し上げます



## 法人会のビジネスガード *Series* **Business Guard**



会員企業をサポートするAIUのリスクソリューション  
企業防衛・福利厚生目的に法人会のビジネスガードシリーズ

政府労災の上乗せ補償	アットワーク ハイパー任意労災
病气入院の上乗せ保償	ハイパーメディカル <small>(アットワークハイパー任意労災に付帯)</small>
企業向け第三者賠償保険	企業賠償保険STARS <small>(スターズ)</small>
火災と地震災害に備える	プロパティガード+企業地震保険
個人情報の漏洩事故対策	個人情報漏洩対策プラン
地域社会に貢献する	法人会の自動車保険 <small>(ビジネスガードFAUTO)</small>
海外進出企業向けサポートプラン	WorldRisk <sup>®</sup>
初期のご相談から賠償金請求まで、 預金・信用トラブルも解決します!	スマートプロテクト

**AIU損害保険株式会社**  
URL:<http://www.aiu.co.jp>

お問合せ先  
松本支店  
〒390-0815  
長野県松本市深志 2-5-26 松本第一ビル7階  
TEL. 0263-35-1933 FAX. 0263-36-7975  
(受付時間：午前9時から午後5時まで土・日・祝日・年末年始を除く)

この広告は保険の概要をご説明したものです。「企業地震保険」につきましては建物の構造や建物が建築された時期および所在地等によってはお引き受けができない場合がありますのであらかじめご了承ください。

「消費税申告一声運動実施中」



## 安心できると、 新しい未来が見えてくる。

企業保障約36万社

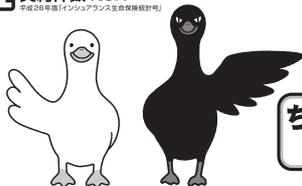
※平成25年度末。当社調べ。  
企業保障の件数は、個人保険・個人年金保険の法人契約者数。



松本支社/松本市本庄1-3-10 TEL 0263-32-0829

法人会会員企業にお勤めの皆様は、お一人からでも集団取扱の割安な保険料でご加入いただけます。

**No.1** アフラックは  
がん保険・医療保険  
契約件数 No.1  
平成26年最新(インソシアランス生命保険統計)



「法人会」  
ちゃんと応える  
医療保険  
EVER

がんをきむ

病気や  
ケガの  
備えに

心配な  
「がん」の  
備えに

「法人会」  
新 生きるための  
がん保険 Days



◎商品の詳細は「契約概要」等をご覧ください。

〈引受保険会社〉 **アフラック** (アメリカンファミリー生命保険会社) 長野支社  
〒380-0823 長野市南千歳1-12-7 新正和ビル4F

法人会フリーダイヤル ☎ 0120-876-505

※今後の対応は担当の募集代理店が行ないます。

AF法推-2015-0025 6月10日

### 平成27年度 常任理事会・役員大会

日 時 8月19日(水)  
 会 場 松本東急REIホテル3F  
 常任理事会 14:00～14:50  
 役員大会 15:00～18:30  
 (1)会 議 15:00～16:00  
 (2)税務講話 16:10～17:10  
 講師：松本税務署長 中村 一雄 氏  
 (3)懇親会 17:20～18:30  
 懇親会参加費.....3,000円

### 役員合同研修旅行

7月5日～6日、一泊二日の行程で役員合同研修旅行を実施しました(目的地:金沢方面)。



今年3月に北陸新幹線が開業したことで、現在、最も話題の観光地の一つである金沢。加賀百万石の城下町として育まれた、歴史風情のある美しい街並み、前田家歴代藩主が建立した寺社仏閣や振興した伝統文化が今なお脈々と受け継がれる古都の魅力と、北陸有数の都市として、また、北陸新幹線開業に伴い、これまで以上に大勢の観光客が訪れる人気観光地として進化を続ける近代都市としての魅力を、今回の研修旅行を通じて体感していただきました。大勢のご参加ありがとうございました。

### 8月の予定

1日青年部「松本ぼんぼん」参加 4日第92回税制勉強会 5日広報委編集会議 6日税制委グループ会議 7日献血活動(青年部8月例会) 12～16日事務局夏期休業 19日常任理事会、役員大会 21日女性部8月例会(公開例会) 26日決算説明会 27日夏期特別研修会

決算説明会(法人税・消費税の説明会/7月決算法人対象)  
 8月26日(水) 午後2時より 大同生命松本ビル1階 第一会議室

#### 夏期特別研修会開催のお知らせ

参加者募集!

### 『仕事は楽しく、自分に限界を作らない』

夏期特別研修会を下記要領にて開催いたします。今年は“ 駅弁マイスター ” “ 駅弁販売のカリスマ ” として著名な三浦由紀江氏を講師にお迎えし、『仕事は楽しく、自分に限界を作らない』というテーマでお話しいただきます。大勢の皆様のご参加をお待ちしております。



講師 三浦由紀江氏

日 時 8月27日(木)午後2時より  
 会 場 あがたの森文化会館2-8教室  
 受講料 無料  
 お 申 込 本号付録申込書にてお申し込み下さい  
 お問合せ 事務局(0263-35-8080)

### 平成27年度 後期部会税務研修会の日程

## 『税務コンプライアンス向上のために ~自主点検チェックシートを使って~』

講師：松本税務署 担当官 (会員の皆様にはハガキにて別途ご案内します)

日程	部会等	会場	時間
9月1日(火)	塩尻部会	市民交流センター(えんぱーく)4階会議室401	15:00～17:00
2日(水)	松本Aブロック	大同生命松本ビル1階第一会議室	14:00～16:00
4日(金)	松本Bブロック	大同生命松本ビル1階第一会議室	14:00～16:00
7日(月)	川手部会	安曇野市商工会 明科支所	15:00～17:00
9日(水)	朝日・山形部会	朝日村商工会	15:00～17:00
10日(木)	松本Cブロック	大同生命松本ビル1階第一会議室	14:00～16:00
14日(月)	松本Dブロック	大同生命松本ビル1階第一会議室	14:00～16:00
15日(火)	筑北部会	筑北村商工会	15:00～17:00
16日(水)	波田・安曇・奈川部会	松本市波田商工会	15:00～17:00
17日(木)	三郷・梓川・堀金部会	安曇野市商工会 三郷支所	15:00～17:00
18日(金)	豊科・穂高部会	安曇野市商工会 穂高支所	15:00～17:00
25日(金)	松本Eブロック	大同生命松本ビル1階第一会議室	14:00～16:00

ご利用ください 国税電子申告・納税システム「e-Tax」 http://www.e-tax.nta.go.jp/

# インフォメーションコーナー

法人会では、皆様の情報交換、相互理解を深めることを目的に、毎月先着3社を無料でインフォメーションコーナーに掲載いたします。皆様の掲示板としてお使いください。(サイズ:タテ6.5×ヨコ9号)

お申込みは事務局まで TEL(0263)35-8080

## インフォメーションコーナー掲載企業募集

ご利用ください!!

- 掲載無料 ●関係企業、県内外関係機関4,300社へ発送
- フルカラー印刷 ●広告初心者の方でも簡単に掲載いただけます

CD 録音メディアのイラストでも  
タブレット  
デジタルカメラ  
デジタル写真機  
手書きのイラストでも  
素材を組み合わせて  
自社PDPから

一般社団法人 松本法人会  
めざします企業の  
繁栄と社会への貢献

一般社団法人 松本法人会 〒390-0814 松本市本庄1-3-10 大同生命松本ビル5F  
☎0263-35-8080 FAX 0263-36-0839

お申込みは……松本法人会事務局 ☎0263-35-8080

ホームページリンク企業募集! くわしくは事務局まで

## エリアス安曇野

# トータルビューティー

いつまでも 若々しく! 美しく!  
健康に!



《新規・ご来店のお客様》

試着体験していただいた方  
フェナーモショーツ(4,000円)プレゼント!!

《造顔マッサージ…小顔・美肌…》

お肌の気になっているところありませんか?

シワ・シミ・肌荒れなど…

お肌の気になる部分を  
サポートします



今だけ!

ご来店の方 初回限定

造顔マッサージ 体験 ~~1,000~~ → 500円

## エリアス安曇野 塚原保子

〒390-1701 長野県松本市梓川倭1286の15  
TEL0263(78)3094 FAX0263(50)9076  
携帯090-6037-0415



## 浅間温泉天満宮



松本城主の入湯所であった、御殿の湯の東側御殿山中腹にある。松本市の重要文化財に指定。松本城主水野忠職氏が、安曇野の大樋山から大量の鉛が発掘された祝として祭神を菅原道真とし勧請した。1659年創建。江戸時代には松本藩が20年毎に修理を行っていた。(山口吉孝編集委員)

大量の鉛が発掘された祝として祭神を菅原道真とし勧請した。1659年創建。江戸時代には松本藩が20年毎に修理を行っていた。(山口吉孝編集委員)

## 投稿

川柳  
コーナー

犠牲者の  
鎮魂祈る

新盆会

建設を  
昨日推進

今日白紙

東京へ  
避暑に行きたい

信州の暑さ  
無筆

## あとかぎ

昨年、次世代のリーダー育成を目的とした中高生の留学支援の会「ジョン万次郎20年の会」で、ドイツのゲーテ古典学校の中学2年生の国語と数学の授業を参観しました。生徒の活発な発言に驚き。何度も手を上げ、考えていることを述べる。発表中の人がいても、次の発表のために手を上げ続けている。先生は、子供たちの考えを引き出すよう意図的に質問し発言内容を板書する。生徒の発言を尊重していることがよくわかる。まさに、エデュケーション(education)。引き出す教育。更に、「ドイツでは、テストの点数からの評価は50%、残りは授業中の発言からの理解度を重視している」と言う。「表現することで理解度を見る」とのこと。上級生にもなれば、多くの資料が配られ、その内容をプレゼンテーションしたり、教師から発せられる問いに答えたり討論したりするようです。

欧米人は、自己主張する力が高いとよく聞かれますが、性格要因だけでなく教育によるものも大きいと感じました。(山口)

(本号編集委員…)

沖 健史、

山口吉孝)



注“まつもとほうじん”の誌代は、会員については年会費の中に含まれております。

個人情報の取扱について  
当会は、会員企業に係る「個人情報」を研修会・諸会議の開催通知、機関紙等の送付並びに福利厚生制度のご案内など、本会の事業活動のために利用し、それ以外の目的で利用することは一切ありません。  
また、お届けいただいた個人情報の開示、訂正等のお問い合わせは下記窓口までお願いいたします。

一般社団法人松本法人会 個人情報取扱係  
発行所  
一般社団法人 松本法人会  
〒390 0814  
長野県松本市本庄1丁目3番10号  
TEL(0263)35 8080  
FAX(0263)36 0839  
編集人 塚田哲夫  
(毎月1回1日発行)  
(定価 1部50円)  
印刷所 信州印刷株式会社